

刑法（明治40年法律第45号）（抄）

明治40年4月24日 公布

明治41年10月1日 施行

（住居侵入等）

第130条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（公然わいせつ）

第174条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（わいせつ物頒布等）

第175条 わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

（強制わいせつ）

第176条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第177条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条の例による。

（未遂罪）

第179条 前三条の罪の未遂は、罰する。

（親告罪）

第180条 第176条から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第176条から前条までの罪については、適用しない。

（強制わいせつ等致死傷）

第181条 第176条から第179条までの罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

（淫行勧誘）

第182条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（逮捕及び監禁）

第220条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（未成年者略取及び誘拐）

第224条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（強盗強姦及び同致死）

第241条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。